

仕様書

1 件名 岐阜市学習用タブレット端末貸借

2 納入場所 別紙1「納入場所一覧」を参照のこと。

3 数量

・タブレット端末 (iPad)	: 30, 559台
・ハードウェアキーボード	: 28, 333台
・タッチペン	: 28, 333本
・スタンド	: 28, 333個
・TypeC-3.5mm イヤフォンジャックアダプタ	: 28, 333個

4 貸借期間 令和8年7月1日から令和14年6月30日まで

5 貸借物件最低スペック基準

(1) タブレット端末

No	項目	仕様
1	機種	iPad (A16)
2	色	指定なし
3	ストレージ	128GB以上
4	画面	11インチ、タッチパネル
5	無線	IEEE802.11 a/b/g/n/ac 以上
6	カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
7	外部接続端子	USB2.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること。
8	バッテリー稼働時間	8時間以上
9	重さ	1.5kg 程度を超えないこと。(本体及びハードウェアキーボード)
10	その他	端末を適切に運用するための以下の機能を有していること。 (1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能 (必要に応じて利用可能であればよい)

(2) タブレット端末周辺機器等

No	項目	仕様
11	ハードウェアキーボード	以下の条件を満たすType-C有線キーボードを用意すること。 ・日本語 JIS 配列であること。 ・3.5mm ステレオミニジャックを搭載すること。 ・画面輝度、音量などの操作が可能なショートカットキーを備えること。 ・打鍵音が軽減される静音タイプであること。 ・5年以上の保証付きであること。
12	タッチペン	以下の条件を満たす製品であること。 ・バッテリー非搭載かつ電池不使用であること。

		・専用アプリや設定を必要としない仕様であること。 ・ペン先については、ディスク付は不可とし、メッシュタイプのものであること。
13	スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること。
14	端末管理機能	以下の設定をネットワークを介して行うための端末管理機能（MDM）を有していること。 ・端末の機能制御設定 ・端末が利用する App/Book の配信 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失・盗難時のセキュリティ設定（強制ロック、強制ワイプなど）
16	Web フィルタリング	

6 業務内容（標準）

標準の業務内容として、以下の項目を一括して行うものとする。

（1）タブレット端末（以下「端末」という。）の提供

- ア 端末仕様は「5（1）タブレット端末」の記載内容を満たすこと。
- イ タブレット端末の音声接続端子について、Type-C3.5mm イヤフォンジャックアダプタを用意すること。
- ウ セルラーモデルであること。
- エ レンタルもしくはリースでの提供とすること。契約期間は6年とする。

（2）通信サービスの提供

通信サービスは、以下を想定している。

- ア データ通信量は、5GB/台・月（シェアプラン）とする。
- イ 契約期間中、端末の通信は 5G か 4G を選択できること。
- ウ 受注者は納入までに全学校にて電波調査を行い、改善が必要な場合には、受注者の負担により、速やかに確実な改善対策を講じること。
また、利用開始後に改善を要する場所がある場合は、受注者の負担により、速やかに確実な改善対策を講じること。特に、「文部科学省 CBT システム（MEXCBT）」の利用を想定した一斉接続についても同様に対応すること。
- エ 月あたりのデータ通信量が超過することのないよう、発注者と協議し、管理するものとする。
- オ 1台/月あたりのデータ通信量が上限を超えた場合でも、通常と同じ速度もしくは低速で通信できること。

（3）端末一括管理サービス（Mobile Device Management）の提供（以下「MDM」という。）

- ア クラウド型サービスで、「5（2）タブレット端末周辺機器等」の記載内容を満たすこと。
- イ 端末の遠隔ロックが行えること。
- ウ 端末の遠隔初期化が行えること。
- エ 発注者が指定する端末のブックに、発注者が指定する PDF ファイルを配信できること。
- オ 発注者が指定する端末の壁紙に、発注者が指定する画像を配信できること。
- カ OS アップデートの際は、即日（バージョンアップは翌日以降でも可）で対応できること。また、90日まで延期できること。
- キ 利用するアプリケーションを必要数一括で購入し、必要な端末へ一括で配信することが可能なこと。また配信したアプリケーションの一括／一部削除が可能なこと。
- ク 端末の操作や機能の制限ができること。また、その変更、更新が一括で可能なこと。
- ケ 利用者による私的な映像、音楽、電子書籍等のコンテンツ購入（サイト上からの購

- 入、ストアからの購入等、カテゴリ別の制限)を制限する機能を有すること。
- コ 端末情報が取得できること。(OS のバージョン、iPad のシリアル番号、インストール済みのアプリケーション一覧、位置情報等)
- サ 管理者が Web ブラウザを用いて管理画面を利用できること。
- シ 発注者側でも操作ができること。
- (4) Web フィルタリング機能の提供
 - ア 校内及び教育ネットワーク内にサーバを設置しないクラウドサービスとする。
 - イ 児童生徒や教職員などグループ単位にフィルタリング設定ができること。
 - ウ Web サイト閲覧の利用時間帯の制御 (スケジュール設定) ができること。
 - エ 教育に必要なではない、または不適切である Web サイト (アダルトサイトやギャンブルサイト等) をカテゴリ化し、当該カテゴリに属する Web サイトの閲覧を制限する機能を有すること。また、特定 URL の制限を解除する機能 (ホワイトリスト) を有すること。
 - オ 利用者の私的利用 (SNS 投稿等) を制限する機能を有すること。
 - カ URL を指定して、Web サイトへのアクセスを禁止する (ブラックリスト) 機能を有すること。
 - キ ネットワーク接続方式 (Wi-Fi/モバイル通信) を問わずにフィルタリングができること。
 - ク 生成 AI の利用状況を可視化でき、生成 AI へ入力する内容を制御できること。
 - ケ 特定のワードを検知して、通知をする仕組みがあること。
- (5) タブレット端末周辺機器等
 - ア タッチペンは、提供されるタブレット端末に対応していること。
 - イ スタンドは、スタンド機能のみを有すること。
 - ウ ハードウェアキーボードは、「5 (2) タブレット端末周辺機器等」の記載内容を満たすこと。
- (6) 端末の補償
 - ア 端末の不具合または故障した場合 (破損・水没・紛失・盗難・自然故障等)、無償交換を行うこと。
 - イ 無償交換については、契約期間中の利用回数に上限がないこと。交換品について、納品したモデルが生産終了となり、同モデルでの手配が困難となった際には、同等以上の仕様を有する後継モデルでの提供を可とする。
 - ウ 端末交換をする場合は、予備機等に各種設定作業を行い、一両日中利用可能な状態で指定場所に届け、交換品は予備機に充当すること。
 - エ 交換時にかかる端末の回収・配送費用は受注者の負担とする。
 - オ 端末等の紛失・盗難の場合は、直ちに当該端末及び回線的不正使用を防止するための措置を講じること。
 - カ 契約期間中 (予め定めた契約延長期間も含む) においては、上記ア～オを担保すること。
- (7) 端末の初期設定
 - ア 受注者は、設定内容について発注者にヒアリングを行い、設定仕様書を作成すること。
 - イ 設定仕様書に基づき、MDM、フィルタリング、各種アプリケーションのインストールと発注者が指定する設定を行い、すぐに利用可能な状態で納品すること。ホーム画面上に予め配信するアプリケーションは最大 30 個までとする。
 - ウ 発注者が提供する命名規則をもとに受注者が附番し、端末名、管理番号等のラベルを貼り付けること。ラベルは、端末の表面 1 枚、裏面 1 枚の計 2 枚とすること。裏面のラベルには、端末のシリアル番号も印字すること。必要に応じてタブレット端末周辺機器等にもラベルを貼付すること。また、その一覧を発注者へ提出すること。
 - エ 発注者が保有している既存の Apple School Manager の環境において、必要に応じて教員、児童生徒、教育委員会等端末利用者用のアカウントを発行すること。登録

- するための Apple School Manager のアカウントは、発注者が提供する。
- オ 既存のアカウントを含め、全児童生徒・教員分の人数分のアカウント（Apple Account、Microsoft アカウント）を整備すること。
 - カ 上記オで整備したアカウントを各端末に設定すること。なお、Apple Account は Microsoft アカウントとフェデレーションにより統合して運用を行うこと。
 - キ 児童生徒や教職員が、個人のアカウント（Apple Account、Microsoft アカウント、Google アカウント）を利用することを制限できるように設定すること。
 - ク 発注者が承認したアプリケーションを、タブレット端末の利用者が任意にインストールできるカタログ機能に予め配信しておくこと。配信するアプリケーション等は別途指示する。
 - ケ すべての端末のパスコードを、発注者が指定する値に設定すること。
 - コ 既存の学習用タブレット端末やクラウドサービスのデータを引き継いで利用できるよう、初期設定やアカウント設定などを行うこと。
- (8) 運用サポート
- 児童生徒の学びをとめないよう、下記の運用サポートを行うこと。
- また、ヘルプデスクを設け、各学校及び教育委員会からの問い合わせに対応すること。
- ヘルプデスクは、受注者が設けるか、または受注者が業者を選定する形でも可とする。
- 業者を選定する場合には、学校専門ヘルプデスク業務の受注実績があり、情報セキュリティの観点から「ISO27001」を取得している業者であることとし、契約後に、受注実績と「ISO27001」の証明となる書類の写しを発注者に提出すること。
- ア ハードウェア及びソフトウェアに関する問い合わせ、機器の故障受付等をすべて受け付けること。（電話ならびにメールでの受付体制を確保すること）
受注者から導入していないものについては、一次窓口として対応し、提供メーカーの質問窓口等を案内すること。
 - イ 問い合わせ対応時間は月曜日から金曜日（土・日及び国民の祝日、年末年始を除く）午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
 - ウ 問い合わせや故障の有無に関わらず、月毎の問い合わせ・対応報告書を取りまとめ、翌月速やかに発注者に提出すること。
 - エ 端末の故障・紛失時については、交換品の手配を行うこと。
 - オ 端末の制限内容の変更やアプリのインストール等、各学校及び教育委員会からの要望に応じて MDM の操作を行い、遠隔での設定を実施すること。
 - カ アカウント（Apple Account、Microsoft アカウント）や、導入ソフトウェアのアカウントの登録、更新を全児童生徒・教員分実施すること。（転出入の場合は随時、年次更新は各年度開始時に実施すること。）
また、契約期間中に追加したソフトウェアのアカウントの登録、更新については、別途協議のうえ決定する。
 - キ 各学校及び教育委員会からの要望に応じて Web フィルタリングの設定変更を実施すること。
 - ク 月に 1 回発注者、受注者、ヘルプデスクの 3 者（受注者とヘルプデスクが同一の場合は 2 者）で定例会を実施し、ヘルプデスクの対応内容、利用通信量、ヘルプデスク応答率、ソフトウェアの利用状況等を報告すること。ただし、ソフトウェアの利用状況の報告については、ソフトウェア側の仕様で利用状況が受注者から確認できるかつ、管理者アカウントの提供を条件とする。また、定例会の議事録を作成し、定例会 5 営業日以内に、発注者に送付すること。
ヘルプデスク対応内容は以下について提示すること。
 - ・月ごとの問い合わせ件数（カテゴリ別）
 - ・問い合わせ内容詳細（問い合わせ内容、対応内容、ステイタス等）
 - ・学校毎の故障、紛失数
- 利用通信量は以下について提示すること。
- ・学校毎の教員、児童生徒の利用通信量の合計と平均値

- ・発注者が定めた毎月の一定利用通信量を超過した児童生徒の学校名、端末名
 - ・発注者が定めた年度内における一定利用通信量を超過した回数
 - ・毎月 10 日～13 日までに発注者が定める一定利用通信量を超過した児童生徒の学校名、端末名
 - ・年間の利用通信量の推移グラフ化
- ケ 学校からの申告により不要となった端末を回収すること。
- コ 発注者が年に 1 回、端末の棚卸作業を行う。棚卸の結果、端末の配布や回収等が発生した際には、発注者は受注者に報告する。受注者は、端末を管理する台帳を最新化し、台帳と MDM 間で不明端末がないように管理すること。棚卸作業や台帳管理の手順については、発注者と協議のうえ実施すること。
- サ OS やソフトウェアのアップデート等により不具合が発生した場合は、発注者と協議のうえ対応すること。
- シ 発注者から Web フィルタリングのログの提供依頼があった場合、速やかに対応すること。
- ス 発注者や各学校から依頼があった場合、MDM から端末の位置検索を行い、速やかに報告すること。
- セ 発注者からの依頼があった場合、指定の PDF ファイルを該当の端末のブックに配信すること。
- ソ 毎月 15 日前後に、一定利用通信量の当月データ量を超過した端末に警告の壁紙を配信し、月末最終日に通常の壁紙に戻すこと。
- タ 検証機やイベント、配信などの端末利用要望があった場合に端末の設定を行い、各学校に送付すること。配布した端末については、利用用途が分かるように MDM 上に記録すること。
- チ 受注者は、運用サポート体制図を発注者に提示すること。体制の変更があった場合は、その都度体制図を更新して提示すること。

(9) 年次更新

年次更新時に、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）新 1 年生及び市内転入教員等の台数を発注者で調査し受注者へ報告する。受注者は報告を受けた台数を配布するため、下記の準備及び配布作業を行うこと。実施時期は、3 月初旬から 4 月初旬を予定している。

- ア 中学校（義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の端末や付属品の回収スケジュールを作成し、発注者の合意を得ること。
- イ 小学校の端末配布スケジュールを作成し、発注者の合意を得ること。
- ウ 中学校から端末及び付属品等を回収すること。
- エ 回収した付属品（AC アダプタ、ケーブル）を点検し、継続して使用するものと不良のものを仕分けすること。
- エ 回収した端末について、初期化を行うこと。
- オ 「(7) 端末の初期設定」に準じて、新 1 年生及び市内転入教員等が利用できるよう設定を行うこと。
- カ iPadOS について、原則最新バージョンにアップデートすること。
- キ 画面のクリーニングをすること。
- ク バッテリー残量 80%以上になるまで充電をすること。
- ケ 回収した端末について、MDM に登録された情報を削除すること。また、配布した端末について、MDM の部署・建物情報を設定すること。
- コ 学校毎に端末や付属品を段ボール箱に入れ、緩衝材を同梱して配送すること。
- サ 配送作業完了後、端末の移動状況を整理して端末管理台帳に反映すること。
- シ 年次更新時に、Teams 上で新年度用の全クラス等を作成し、クラスコードをリスト化して発注者に提供すること。新小学 1 年生をクラスメンバーに追加しておくこと。また、前年度のクラスを削除すること。

(10) 研修

発注者と協議の上、(各学校に出向いて) 各学校 1 回以上、児童生徒向けにデジタル・シティズンシップ研修を実施すること。ただし、各学校が研修を希望しない場合は省略することができる。研修用の資料は、データでの配布も可とする。

(11) その他

- ア 契約形態については、以下の条件を満たすこと。
 - ・ 毎年のコストを平準化すること。
 - ・ 国の補助金を最大限活用すること。
 - ・ 発注者の負担を最小限に抑えられること。
 - ・ 年々減少する児童生徒数に対応するため、タブレット端末台数の 10%まで解約できる契約形態とすること。
- イ 契約終了後、受注者はタブレット端末全てのデータを完全消去し、受注者がライセンス販売したクラウドストレージに紐づいたアカウント削除により、クラウドストレージのデータを復元不可能な状態にすること。
クラウドストレージに紐づいたアカウント削除については、データ移行に支障がないよう、発注者と作業実施時期を協議のうえ実施すること。
なお、賃貸借物件のデータ消去は受注者の負担により行うこと。
また、データ消去を実施した証明を発注者に提出すること。
- ウ 契約終了後、賃貸借物件の引き上げに要する費用はすべて受注者の負担とすること。

7 提出図書

(1) 納入物品一覧

納入物品の一覧を示し、品名・型番・製造ナンバー・添付品等、保守運用管理に必要な情報を記載すること。

(2) 構成情報

納入物品の構成品（パソコンの CPU、メモリ等の実装状況及びインストールされたソフトウェア等）を記載すること。

(3) ライセンス証書

ソフトウェアの使用許諾を示すライセンス証書又はそれに代わる権利を保証する書面等がある場合は、それを設置場所毎にファイリングすること。

(4) 取扱説明書

納入物品に添付される取扱説明書等がある場合は、それを設置場所毎にファイリングすること。

(5) 管理番号一覧

納入物品との関連付けされた、本体の管理番号を記載すること。

(6) 提出方法

上記の各提出図書を全てまとめた電子媒体 1 部及び紙媒体 1 部を提出すること。ファイル形式は、Excel 形式、pdf 形式、MS-Office 形式のいずれかとする。なお、パソコンの取扱説明書等で電子データが無い場合は、紙媒体のみ提出すること。

8 問い合わせ

学校指導課 GIGA スクール推進室 久保田
電話番号 058-265-4141 (内線 3842)